

2008年9月12日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

知立市長 本多 正幸

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情 に関する訪問と文書回答・アンケートについて(回答)

### 【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

###### ①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

【回答】 当市は、愛知県下でも基準額(月額 2,950 円)が低い方です。

現在は、第4期介護保険事業計画を策定中ですが、国からの情報では、第2号被保険者負担率が30%(現在31%)に、第1号被保険者の負担割合20%(現在19%)に負担率が変更になるとのことです。

したがいまして、保険料の引き下げを考慮することは困難です。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】 平成19年度に減免制度の一部改正をし、低所得者等への配慮をしています。

###### ②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回答】 市単独の利用者負担額軽減制度があります。(保険利用の2分の1)

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【回答】 訪問介護は、国の示した「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて」により、対応していきます。

福祉用具は、国の示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」により、対応していきます。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サ

ービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【回答】 介護保険 3 施設及び在宅サービスの基盤整備は整っています。  
特別養護老人ホームなどの建設計画はありませんが、地域密着型サービスについては、第 3 期介護保険事業計画に沿って施設整備を進めていきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために」(厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働基準監督署)発行のリーフレットを市内の介護事業所に配布しました。  
しかし、介護報酬単価は国が定めていますのでご理解をお願いいたします。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスは、毎日 1 回実施しています。  
利用者料金は、平成 19 年度より 1 食当たり 20 円安価になり継続中です。  
なお、会食(ふれあい)方式は実施していません。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。  
ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】 敬老パスは実施していません。  
巡回バス(ミニバス)は走行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】 宅老所 2 箇所補助金を交付しています。  
今後も、できる事業から実施する方向で進めていきます。

## (3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 要介護 1 以上の人は、障害者控除の対象となっています。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護 1 以上の人は、障害者控除対象者認定書を交付しています。

## 2. 高齢者医療の充実について

① 福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象

とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】 県が補助対象外とした75歳以上及び、平成20年3月末で福祉給付金の支給を受けていたひとり暮らしの方についても市単独で助成をしています。70歳以上の高齢者につきましては、財政状況や他市町村の状況を参考にして検討したいと思えます。

② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】 後期高齢者医療被保険者に対する資格証明書の発行については広域連合が行います。

③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 県の補助制度をみながら財政状況や他市町村の状況を参考に検討したいと思えます。

④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【回答】 国保被保険者に対する簡易人間ドックへの助成は40歳・50歳・60歳の方を対象に実施しています。保養施設、文化・スポーツ施設への助成については国保は実施していません。

### 3. 子育て支援について

① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 平成20年4月1日から対象者を中学校卒業まで拡大し、窓口での現物給付化を実施しています。

② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】 平成19年度より妊婦健康診査の公費負担を2回から10回に増加し、4月以降の妊娠届け者に10枚の無料受診券を交付しています。

また、平成20年4月から産後健康診査の無料受診券を1枚交付しています。産前については、今後10回の公費負担分の受診状況を踏まえた上で、国が示す14回まで拡大するか検討したい。

### 4. 国保の改善について

① 保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】 現在も、人件費、事務費、特定健診費用など一般会計より繰入をしております。財政運営には引き続き努力いたしますが、医療費の増加によっては負担増をお願いすることが避けられないこともあります。減免制度につきましては、近隣市の状況を参考に検討します。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】 均等割は、公平性からすべての加入者を対象としていますが、近隣市の状況を参考に検討します。なお、税減少分の補填のための財源確保が課題となります。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

【回答】 近隣市の状況を参考に検討します。

エ. 激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 現行では、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の、前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計額の合算額が、33万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下で、当該年の見込所得が2分の1以下の場合、所得割分を2分の1減免していますが、近隣市の状況を参考に検討します。

## ②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】 未納額の多い世帯には6ヶ月の短期被保険者証を発行し、納税相談の機会を増やし国保財政の健全化を図っていきます。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】 未納額の多い世帯には、生活実態の把握を含めて財産調査を行い、納付が難しいと判断した場合、徴収の執行停止も行っています。  
なお、財産・所得等がありながら未納の世帯に対して差押えなど行っています。

## ③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【回答】 国の制度でありますので、要件に当てはまる世帯については、特別徴収(年金天引)は実施しています。  
なお、未納が無く、現在、口座振替の世帯及び、今後口座振替にしていだける世帯につきましては、年金からの特別徴収は行ないません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【回答】 現行の「知立市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取り扱い要領」により実施します。

## 5. 障がい者施策の充実について

- ① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【回答】 現段階では、考えておりません。

- ② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】 補装具の利用軽減については現段階では、考えておりません。  
なお、補装具と地域生活支援事業の日常生活用具給付及び障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部についての合算による利用者負担上限額で行っている。

- ③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【回答】 障害者団体のヒアリング等の実施により、現状の把握に務め、住民参加の計画づくりに努めていきます。

## 6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】 特定健診につきましては、自己負担金を無料としています。実施期間及び集団健診につきましては、受診状況を見ながら、今後検討させていただきます。

【回答】

ア（自己負担の無料化について）

がん検診につきましては、一部自己負担金を徴収しています。自己負担については、隣接の市町の状況を含め今後も検討していきます。

イ（実施期間について）

実施期間の通年については、がん検診の現状は、個別は6月と11月、集団は4月から1月までの間で9回実施していますが、受診率の向上も考え、期間・回数を検討していきます。

ウ（実施方法について）

がん検診の個別、集団をともに実施については、期間は違いますが実施しています。

- ② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【回答】 歯周疾患検診については、40,50,60,70 歳の対象者に通知し年一度無料で、健診できる体制になっています。

## 7. 地方税の徴収について

① 地方税の年金天引きを行わないでください。

【回答】 住民税の公的年金からの特別徴収につきましては、地方税法第 321 条の 7 の 2 に定められており、この規定により処理させていただきます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ② 後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 社会保障費自然増分 2200 億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない 65～74 歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③ 後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 2007 年 4 月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ② 低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 受診中の 75 歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

以上